留意事項通知　第２の１通則

(１)　算定上における端数処理について

①　単位数算定の際の端数処理

単位数の算定については、基本となる単位数に加減算の計算（何らかの割合を乗ずる計算に限る。）を行う度に、小数点以下の端数処理（四捨五入）を行っていくこととする。つまり、絶えず整数値に割合を乗じていく計算になる。

この計算の後、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（令和３年厚生労働省告示第87 号）附則第14 条に規定する単位数の計算を行う場合も、小数点以下の端数処理（四捨五入）を行うが、小数点以下の端数処理の結果、上乗せされる単位数が１単位に満たない場合は、１単位に切り上げて算定する。

ただし、特定事業所加算、特別地域加算、福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算及び同一建物減算を算定する場合については、対象となる単位数の合計に当該加減算の割合を乗じて、当該加減算の単位数を算定することとする。

（例１） 居宅介護（居宅における身体介護30 分以上１時間未満で402単位）

・ 基礎研修課程修了者の場合 所定単位数の70％

402×0.70＝281.4→281 単位

・ 基礎研修課程修了者で深夜の場合

281×1.5＝421.5→422 単位

※ 402×0.70×1.5＝422.1 として四捨五入するのではない。

（例２） 居宅介護（居宅における身体介護30 分以上１時間未満で402 単位）

・ 月に６回サービスを行い、特別地域加算の対象となる場合、対象となる単位数の合計に15％を加算

402×６回＝2,412 単位

2,412×0.15＝361.8→362 単位

なお、加算等を加えた一体型の合成コードとして作成しているサービスコードについて、その合成単位数は、既に端数処理をした単位数（整数値）である。

②　金額換算の際の端数処理

算定された単位数から金額に換算する際に生ずる１円未満（小数点以下）の端数については「切り捨て」とする。

（例） 前記①の事例（例１）で、このサービスを月に４回提供した場合（地域区分は１級地）

・ 422 単位×４回＝1,688 単位

・ 1,688 単位×11.20 円／単位＝18,905.6 円→18,905 円

(２)　障害福祉サービス種類相互の算定関係について

介護給付費等については、同一時間帯に複数の障害福祉サービスに係る報酬を算定できないものであること。例えば、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援Ａ型又は就労継続支援Ｂ型（以下「日中活動サービス」という。）を受けている時間帯に本人不在の居宅を訪問して掃除等を行うことについては、本来、居宅介護の家事援助として行う場合は、本人の安否確認、健康チェック等も併せて行うべきであることから、居宅介護（家事援助が中心の場合）の所定単位数は算定できない。一方、日中活動サービスを受けていない時間帯においては居宅介護の所定単位数を算定することができる。

また、日中活動サービスの報酬については、１日当たりの支援に係る費用を包括的に評価していることから、日中活動サービスの報酬を算定した場合（指定宿泊型自立訓練（指定障害福祉サービス基準第166 条第１項第１号ロに規定する指定宿泊型自立訓練をいう。以下同じ。）を算定した場合を除く。）には、同一日に他の日中活動サービスの報酬は算定できない。

(３)　日中活動サービスのサービス提供時間について

日中活動サービスの報酬の算定に当たって、当該日中活動サービスに係るサービス提供時間の下限が設定されているものではないが、日中活動サービスは、個々の利用者について、適切なアセスメントを行うことを通じて、当該利用者ごとの個別支援計画を作成しなければならないこととされていることから、当該個別支援計画に沿ったサービスを提供する上で必要となるサービス提供時間が確保される必要があること。

また、指定障害福祉サービス事業所等においては、標準的なサービス提供時間をあらかじめ運営規程において定めておく必要があるとともに、サービスの提供開始に当たって、利用者に対し、事前に十分説明を行う必要があること。

(４)　指定障害福祉サービス事業所等とは別の場所で行われる支援（企業内等で常時又は一定期間に亘って指定障害福祉サービス事業所等とは別の場所を中心に行われる支援のことをいい、屋外等通常の支援の延長として指定障害福祉サービス事業所等とは別の場所で一時的に行われる支援を除く。以下同じ。）係る基本報酬の算定について

①　対象となる障害福祉サービス

就労移行支援、就労継続支援Ａ型又は就労継続支援Ｂ型

②　指定障害福祉サービス事業所等とは別の場所で行われる支援については次のとおり。

(一) 企業内等で行われる企業実習等への支援（以下「施設外支援」という。）

(二) 企業等から請け負った作業を当該企業等で行う支援

(三) 在宅において利用する場合の支援

③　②に係る基本報酬の算定については、「就労移行支援事業、就労継続支援事業（Ａ型、Ｂ型）における留意事項について」（平成19年４月２日付け障障発第0402001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知。以下「就労系留意事項通知」という。）を参照すること。

(５)　加算の算定要件等を満たすべき数を算定する際の利用者数について

①　報酬算定上満たすべき従業者の員数又は加算等若しくは減算の算定要件を算定する際の利用者数は、当該年度の前年度（毎年４月１日に始まり翌年３月31 日をもって終わる年度とする。以下同じじ。）の平均を用いる（ただし、新規開設又は再開の場合は推定数による）。この場合、利用者数の平均は、前年度の全利用者の延べ数を当該前年度の開所日数で除して得た数とする。ただし、就労定着支援及び自立生活援助については、前年度の全利用者の延べ数を当該前年度の開所月数で除して得た数とする。この平均利用者数の算定に当たっては、小数点第２位以下を切り上げるものとする。

また、療養介護、短期入所、施設入所支援、宿泊型自立訓練又は共同生活援助に係る平均利用者数の算定に当たっては、入所等した日を含み、退所等した日は含まないものとする。

②　新設、増改築等の場合の利用者数について

(一) 新設又は増改築等を行った場合に関して、前年度において１年未満の実績しかない場合（前年度の実績が全くない場合を含む。）の利用者数は、新設又は増改築等の時点から６月未満の間は、便宜上、定員の90％を利用者数とし、新設又は増改築の時点から６月以上１年未満の間は、直近の６月における全利用者の延べ数を６月間の開所日数で除して得た数とし、新設又は増改築の時点から１年以上経過している場合は、直近１年間における全利用者の延べ数を１年間の開所日数で除して得た数とする。

ただし、就労定着支援については、前年度において１年未満の実績しかない場合（前年度の実績が全くない場合を含む。）の利用者数は、新設等の時点から６月未満の間は、便宜上、一体的に運営する生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援（以下「就労移行支援等」という。）を受けた後に一般就労（就労継続支援Ａ型事業所への移行は除く。）し、就労を継続している期間が６月に達した者の数の過去３年間の総数の70％を利用者数とし、新設等の時点から６月以上１年未満の間は、直近の６月における全利用者の延べ数を６で除して得た数とし、新設等の時点から１年以上経過している場合は、直近１年間における全利用者の延べ数を12 で除して得た数とする。

また、自立生活援助については、前年度において１年未満の実績しかない場合（前年度の実績が全くない場合を含む。）の利用者数は、便宜上、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18 年厚生労働省令第19 号。以下「規則」という。）第34 条の18 の３の第７号に規定する利用者の推定数の90％を利用者の数とし、新設等の時点から６月以上１年未満の間は、直近の６月における全利用者の延べ数を６で除して得た数とし、新設等の時点から１年以上経過している場合は、直近１年間における全利用者の延べ数を12 で除して得た数とする。

(二) 定員を減少する場合には、減少後の実績が３月以上あるときは、減少後の延べ利用者数を３月間の開所日数で除して得た数とする。

(三) なお、これにより難い合理的な理由がある場合であって、都道府県知事（指定都市又は中核市においては、指定都市又は中核市の市長。２の(１)の⑨を除き、以下同じ。）が認めた場合には、他の適切な方法により、利用者数を推定することができるものとする。

(６)　定員規模別単価の取扱いについて

①　療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援Ａ型又は就労継続支援Ｂ型については、運営規程に定める利用定員の規模に応じた報酬を算定する。

②　①にかかわらず、共生型障害福祉サービス事業所については、共生型障害福祉サービスの利用定員、指定障害福祉サービス等の利用定員及び介護保険サービスの利用定員の合計数を利用定員とした場合の報酬を算定するものとする。

また、多機能型事業所（③の適用を受けるものを除く。）又は複数の昼間実施サービス（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18 年厚生労働省令第172 号。以下「指定障害者支援施設基準」という。）第２条第16 号に規定する「昼間実施サービス」をいう。以下同じ。）を実施する指定障害者支援施設等（以下「多機能型事業所等」という。）については、当該多機能型事業所等として実施する複数の障害福祉サービス又は昼間実施サービスの利用定員の合計数を利用定員とした場合の報酬を算定するものとする。

③　多機能型事業所等のうち指定障害福祉サービス基準第215 条第１項に規定する多機能型による指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所（以下「多機能型指定児童発達支援事業所等」という。）の事業を行うものであって、同項に規定する従業者の員数等に関する特例によらない多機能型事業所においては、当該多機能型事業所について多機能型指定児童発達支援事業所等に係る利用定員と当該多機能型指定児童発達支援事業に係る利用定員を除く多機能型事業所の利用定員のそれぞれの規模に応じて報酬を算定するものとする。

(７)　定員超過に該当する場合の所定単位数の算定について

①　対象となる障害福祉サービス

療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援Ａ型、就労継続支援Ｂ型

②　算定される単位数

所定単位数の100 分の70 とする。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数の100 分の70 となるものではないことに留意すること。

③　指定障害福祉サービス事業所等の利用定員を上回る利用者を利用させているいわゆる定員超過利用について、原則、次の範囲の定員超過利用については、適正なサービスの提供が確保されることを前提に可能とする一方、これを超える定員超過利用については、報酬告示及び厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乗じる割合（平成18 年厚生労働省告示第550 号。以下「第550 号告示」という。）の規定に基づき、介護給付費等の減額を行うこととしているところであるが、これは適正なサービスの提供を確保するための規定であり、指定障害福祉サービス事業所等は、当該範囲を超える過剰な定員超過利用の未然防止を図るよう努めるものとする。

④　日中活動サービスにおける定員超過利用減算の具体的取扱い

(一) １日当たりの利用実績による定員超過利用減算の取扱い

ア 利用定員50 人以下の指定障害福祉サービス事業所等の場合１日の利用者の数（複数のサービス提供単位が設置されている場合にあっては、当該サービス提供単位ごとの利用者の数。以下この(一)から(三)まで及び⑤において同じ。）が、利用定員（複数のサービス提供単位が設置されている場合にあっては、当該サービス提供単位ごとの利用定員。以下この(一)から(三)まで及び⑤において同じ。）に100 分の150 を乗じて得た数を超える場合に、当該１日について利用者全員につき減算を行うものとする。

イ 利用定員51 人以上の指定障害福祉サービス事業所等の場合

１日の利用者の数が、利用定員から50 を差し引いた数に100分の125 を乗じて得た数に、75 を加えて得た数を超える場合に、当該１日について利用者全員につき減算を行うものとする。

(二) 過去３月間の利用実績による定員超過利用減算の取扱い

ア 直近の過去３月間の利用者の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に100 分の125 を乗じて得た数を超える場合に、当該１月間について利用者全員につき減算を行うものとする。

（例） 利用定員30 人、１月の開所日数が22 日の施設の場合

30 人×22 日×３月＝1,980 人

1,980 人×1.25＝2,475 人（受入れ可能延べ利用者数）

※ ３月間の総延べ利用者数が2,475 人を超える場合に減算となる。

ただし、定員11 人以下の場合（多機能型事業所においては、複数のサービスの利用定員の合計が11 人以下の場合。）は、過去３月間の利用者の延べ数が、利用定員に３を加えて得た数に開所日数を乗じて得た数を超える場合に減算を行うものとする。

(三) 多機能型事業所等における定員超過利用減算の取扱い

多機能型事業所等における１日当たりの利用実績による定員超過利用減算及び過去３月間の利用実績による定員超過利用減算については、(一)及び(二)と同様、当該多機能型事業所等が行う複数のサービス又は昼間実施サービスごとに、当該利用定員を超える受入れ可能人数を算出するものとする。

（例１） 利用定員40 人の多機能型事業所（生活介護の利用定員20 人、自立訓練（生活訓練）の利用定員10 人、就労継続支援Ｂ型の利用定員10 人）の場合の１日当たりの利用実績による定員超過利用減算

・ 生活介護

→ 20 人×150％＝30 人（10 人まで受入可能）

・ 自立訓練（生活訓練）

→ 10 人×150％＝15 人（５人まで受入可能）

・ 就労継続支援Ｂ型

→ 10 人×150％＝15 人（５人まで受入可能）

サービスごとに次の人数を超える場合に減算となる。

・ 生活介護→30 人

・ 自立訓練（生活訓練）→15 人

・ 就労継続支援Ｂ型→15 人

（例２） 利用定員40 人、１月の開所日数が22 日の多機能型事業所（生活介護の利用定員20 人、自立訓練（生活訓練）の利用定員10 人、就労継続支援Ｂ型の利用定員10 人）の場合の過去３月間の利用実績による定員超過利用減算

・ 生活介護

→ 20 人×22 日×３月＝1,320 人

1,320 人×125％＝1,650 人（利用定員を超える受入可能人数→1,650 人－1,320 人

＝330 人）

・ 自立訓練（生活訓練）

→ 10 人×22 日×３月＝660 人

660 人×125％＝825 人（利用定員を超える受入可能人数→825 人－660 人＝165 人）

・ 就労継続支援Ｂ型

→ 10 人×22 日×３月＝660 人

660 人×125％＝825 人（利用定員を超える受入可能人数→825 人－660 人＝165 人）

サービスごとに次の人数を超える場合に減算となる。

・ 生活介護→1,650 人

・ 自立訓練（生活訓練）→825 人

・ 就労継続支援Ｂ型→825 人

⑤　療養介護、短期入所、宿泊型自立訓練及び施設入所支援における定員超過利用減算の具体的取

　い

(一) １日当たりの利用実績による定員超過利用減算の取扱い

ア 利用定員50 人以下の指定障害福祉サービス事業所等の場合

１日の利用者の数が、利用定員に100 分の110 を乗じて得た数を超える場合に、当該１日について利用者全員につき減算を行うものとする。

イ 利用定員51 人以上の指定障害福祉サービス事業所等の場合

１日の利用者の数が、利用定員から50 を差し引いた数に100分の105 を乗じて得た数に、55を加えて得た数を超える場合に、当該１日について利用者全員につき減算を行うものとする。

(二) 過去３月間の利用実績による定員超過利用減算の取扱い

直近の過去３月間の利用者の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に100 分の105を乗じて得た数を超える場合に、当該１月間について利用者全員につき減算を行うものとする。

（例） 利用定員50 人の施設の場合

（50 人×31 日）＋（50 人×30 日）＋（50 人×31 日）＝4,600人

4,600 人×105％＝4,830 人（受入れ可能延べ利用者数）

※ ３月間の総延べ利用者数が4,830 人を超える場合に減算となる。

(三) 短期入所において定員超過特例加算を算定する場合の定員超過利用減算及び大規模減算の取扱い

短期入所において定員超過特例加算を算定している期間については、定員超過利用減算及び大規模減算は適用しない。

⑥　利用者数の算定に当たっての留意事項

④及び⑤における利用者の数の算定に当たっては、次の(一)から(四)までに該当する利用者を除くことができるものとする。

また、計算の過程において、小数点以下の端数が生じる場合については、小数点以下を切り上げるものとする。

(一) 身体障害者福祉法（昭和24 年法律第283 号）第18 条第１項若しくは第２項、知的障害者

福祉法（昭和35 年法律第37 号）第15 条の４若しくは第16 条第１項第２号又は児童福祉法（昭和22 年法律第164 号）第21 条の６の規定により市町村が行った措置に係る利用者を受け入れる場合

(二) 「地域生活への移行が困難になった障害者及び離職した障害者の入所施設等への受入について」（平成18 年４月３日付け障障発第0403004 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）により定員の枠外として取り扱われる入所者

(三) 災害等やむを得ない理由により定員の枠外として取り扱われる入所者

(四) ３の(５)の①の(三)に規定する一時的にアセスメントを受ける場合の就労移行支援の利用者

⑦　都道府県知事は減算の対象となる定員超過利用が行われている指定障害福祉サービス事業所等に対しては、その解消を行うよう指導すること。当該指導に従わず、当該定員超過利用が継続する場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。

なお、指定障害福祉サービス事業所等は、減算の対象とはならない定員超過利用の場合であっても、利用者処遇等について十分配慮すること。

(８)　人員欠如に該当する場合の所定単位数の算定について

①　対象となる障害福祉サービス

療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援Ａ型、就労継続支援Ｂ型（基準該当就労継続支援Ｂ型を含む。）、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助

②　算定される単位数

(一) 生活支援員、看護職員、理学療法士、作業療法士、地域移行支援員、職業指導員、就労支援員、就労定着支援員及び世話人の欠如について

ア 減算が適用される月から３月未満の月については、所定単位数の100 分の70 とする。

イ 減算が適用される月から連続して３月以上の月については、所定単位数の100 分の50 とする。

(二) サービス管理責任者の人員欠如について

ア 減算が適用される月から５月未満の月については、所定単位数の100 分の70 とする。

イ 減算が適用される月から連続して５月以上の月については、所定単位数の100 分の50 とする。

※ (一)及び(二)の当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数について減算するものではないことに留意すること。

③　指定障害福祉サービス事業所等における従業者の員数が、指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の規定により配置すべき員数を下回っているいわゆる人員欠如については、報酬告示及び第550 号告示の規定に基づき、介護給付費等を減額することとしているところであるが、これは、適正なサービスの提供を確保するための規定であり、指定障害福祉サービス事業所等は、人員欠如の未然防止を図るよう努めるものとする。

④　人員欠如減算の具体的取扱い

　　(一) 指定基準の規定により配置すべき生活支援員、看護職員、理学療法士、作業療法士、地域移行支援員、職業指導員、就労支援員、就労定着支援員及び世話人については、人員基準上必要とされる員数から１割を超えて減少した場合には、その翌月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員（複数のサービス提供単位が設置されている場合にあっては、人員欠如に該当するサービス提供単位の利用者の全員。(三)、(四)及び(五)において同じ。）について減算される。

また、人員基準上必要とされる員数から１割の範囲内で減少した場合には、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算される（ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く）。

(二) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所（指定障害福祉サービス基準第213 条の４第１項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。）における、夜間及び深夜の時間帯に勤務を行う世話人又は生活支援員については、ある月（暦月）において次のいずれかの事態が発生した場合に、その翌月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算される。

ア 指定障害福祉サービス基準第213 条の４第２項に定める員数に満たない事態が２日以上連続して発生した場合

イ 指定障害福祉サービス基準第213 条の４第２項に定める員数に満たない事態が４日以上発生した場合

(三) (一)及び(二)以外の人員欠如については、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算される（ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。）。

(四) 常勤又は専従など、従業者の員数以外の要件を満たしていない場合には、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算される（ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く）。

(五) 多機能型事業所等であって、複数の障害福祉サービス又は昼間実施サービスの利用者の数の合計数に基づき、配置すべきサービス管理責任者の員数等を満たしていない場合には、当該複数の障害福祉サービス又は昼間実施サービスの利用者全員について減算される。

⑤　人員基準については、指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準に規定する人員基準を満たさない場合にはじめて人員欠如となるものであり、指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準に規定する人員基準に対応する所定単位数を基にして減算を行うものであること。

⑥　共生型障害福祉サービスについては、人員欠如による減算は行わない。

⑦　都道府県知事は、著しい人員欠如が継続する場合には、従業者の増員、利用定員等の見直し、事業の休止等を指導すること。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。

(９)　夜勤職員欠如に該当する場合の所定単位数の算定について

①　対象となる障害福祉サービス

施設入所支援

②　算定される単位数

所定単位数の100 分の95 とする。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数の100 分の95 となるものではないことに留意すること。

③　指定障害者支援施設等における夜勤を行う生活支援員の員数が指定障害者支援施設基準の規定により配置すべき員数を下回っている場合については、報酬告示及び第550 号告示の規定に基づき、 介護給付費を減額することとしているところであるが、これは、夜間の安全の確保及び利用者のニーズに対応し、適正なサービスの提供を確保するための規定であり、指定障害者支援施設等は、夜勤を行う生活支援員の員数不足の未然防止を図るよう努めるものとする。

④　夜勤職員欠如減算の具体的取扱い

夜勤を行う生活支援員の員数が指定障害者支援施設基準の規定に満たない場合の減算については、ある月（暦月）において次のいずれかの事態が発生した場合に、その翌月において利用者の全員（複数のサービス提供単位が設置されている場合にあっては、当該サービス提供単位の利用者の全員）について、所定単位数が減算されることとする。

(一) 夜勤時間帯（午後10 時から翌日の午前５時までの時間を含めた連続する16 時間をいい、原則として、指定障害者支援施設等ごとに設定するものとする。）において夜勤を行う生活支援員の員数が指定障害者支援施設基準に定める員数に満たない事態が２日以上連続して発生した場合

(二) 夜勤時間帯において夜勤を行う生活支援員の員数が指定障害者支援施設基準に定める員数に満たない事態が４日以上発生した場合

⑤　減算を行うに当たっては、(10)の⑤と同様に行うものであること。

⑥　都道府県知事は、夜勤を行う生活支援員の不足状態が続く場合には、夜勤を行う生活支援員の確保を指導し、当該指導に従わない場合には、指定の取消しを検討すること。

(10)　個別支援計画の作成に係る業務が適切に行われていない場合の所定単位数の算定について

①　対象となる障害福祉サービス

療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援Ａ型、就労継続支援Ｂ型（基準該当就労継続支援Ｂ型を含む。）、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助

②　算定される単位数

(一) 減算が適用される月から３月未満の月については、所定単位数の100 分の70 とする。

(二) 減算が適用される月から連続して３月以上の月については、所定単位数の100 分の50 とす

る。

※ (一)及び(二)当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単　位数の合計数について減算するものではないことに留意すること。

③　個別支援計画未作成減算については、指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の規定に基づき、個別支援計画の作成が適切に行われていない場合に、報酬告示の規定に基づき、介護給付費等を減額することとしているところであるが、これは個別支援計画に基づく適正なサービスの提供を確保するためのものであり、指定障害福祉サービス事業者等は、指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の個別支援計画に係る規定を遵守しなければならないものとする。

④　個別支援計画未作成等減算の具体的取扱い

具体的には、次のいずれかに該当する月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで、次のいずれかに該当する利用者につき減算するものであること。

(一) サービス管理責任者による指揮の下、個別支援計画が作成されていないこと。

(二) 指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準に規定する個別支援計画の作成に係る一連の業務が適切に行われていないこと。

⑤　都道府県知事は、当該規定を遵守するよう、指導すること。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。

(11)　平均利用期間が標準利用期間を超える指定障害福祉サービス事業所等における所定単位数の算定について

①　対象となる障害福祉サービス

　　自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）（宿泊型自立訓練を除く。）、就労移行支援、自立生活援助

②　算定される単位数

所定単位数の100 分の95 とする。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数の100 分の95 となるものではないことに留意すること。

③　標準利用期間超過減算については、指定障害福祉サービス事業所等ごとの利用者の平均利用期間が標準利用期間に６月を加えた期間を超える場合に、報酬告示の規定に基づき、訓練等給付を減額することとしているところであるが、これはサービスが効果的かつ効率的に行われるよう、標準利用期間を設定したことについて実効性をもたせるものである。このため、平均利用期間が標準利用期間を超過することのみをもって、直ちに指定の取消しの対象となるものではないが、都道府県知事は、こうした趣旨を踏まえ、適切な指導を行うこと。

④　標準利用期間超過減算の具体的取扱い

(一) 指定障害福祉サービス事業所等が提供する各サービスの利用者（サービスの利用開始から１年を超過していない者を除く。）ごとの利用期間の平均値が標準利用期間に６月間を加えて得た期間を超えている１月間について、指定障害福祉サービス事業所等における当該サービスの利用者全員につき、減算するものとする。

なお、「標準利用期間に６月間を加えて得た期間」とは具体的に次のとおりであること。

ア　自立訓練（機能訓練） 24 月間

イ　自立訓練（生活訓練） 30 月間

ウ　就労移行支援 30 月間（規則第６条の８ただし書きの規定の適用を受ける場合にあっては、42 月間又は66 月間とする。）

エ　自立生活援助 18 月間

(二) 利用者ごとの利用期間については、次のとおり算定するものとする。

ア　当該利用者のサービス利用開始日から各月の末日までの間の月数を算出するものとする。この場合において、サービス利用開始日が月の初日の場合にあってはサービス利用開始日の属する月を含み、月の２日目以降の場合にあっては当該月を含まず、翌月以降から起算するものとする。

イ　規則第６条の６第１号括弧書きの規定により、標準利用期間が36 月間とされる自立訓練（機能訓練）の利用者については、アにより算定した期間を1.75 で除して得た期間とする。

ウ　規則第６条の６第２号括弧書きの規定により、標準利用期間が36 月間とされる自立訓練（生活訓練）の利用者については、アにより算定した期間を1.4 で除して得た期間とする。

(12)　身体拘束等の廃止・適正化のための取組が適切に行われていない場合の所定単位数の算定について

①　対象となる障害福祉サービス

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援Ａ型、就労継続支援Ｂ型（基準該当就労継続支援Ｂ型を含む。）、共同生活援助

②　算定される単位数

１日につき５単位を所定単位数から減算する。

なお、複数の減算事由に該当する場合であっても、１日につき５単位を所定単位数から減算する。

③　当該減算については、次の（一）から（四）に掲げる場合のいずれかに該当する事実が生じた場合であって、速やかに改善計画を都道府県知事に提出した後、事実が生じた月から３月後に改善計画に基づく改善状況を都道府県知事に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算することとする。これは、適正なサービスの提供を確保するための規定であり、指定障害福祉サービス事業所等は、身体拘束等の廃止を図るよう努めるものとする。

なお、都道府県知事は、次の（一）から（四）に掲げる場合のいずれかに該当する事実が継続する場合には、改善を行うよう指導すること。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。

(一) 指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の規定に基づき求められる身体拘束等に係る記録が行われていない場合。なお、施設等において身体拘束等が行われていた場合ではなく、記録が行われていない場合である点に留意すること。

(二) 指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の規定に基づき求められる身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない場合、具体的には、１年に１回以上開催していない場合。

なお、当該委員会については、事業所単位でなく、法人単位で設置・開催することや虐待防止委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから、虐待防止委員会と一体的に設置・運営すること（虐待防止委員会において、身体拘束等の適正化について検討する場合も含む。）をもって、当該委員会を開催しているとみなして差し支えない。また、委員会はテレビ電話装置等（リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。以下同じ。）を活用して行うことができるものとする。ただし、障害を有する者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。なお、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。

(三) 身体拘束等の適正化のための指針を整備していない場合。

(四) 身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施していない場合、具体的には、研修を年１回以上実施していない場合。

④　経過措置

(一)　次のサービスにおいて、令和５年３月31 日までの間は、１の（12）の③の（二）から（四）に掲げる場合のいずれかに該当する場合であっても、減算しない。

療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援Ａ型、就労継続支援Ｂ型（基準該当就労継続支援Ｂ型を含む。）、共同生活援助

(二)　次のサービスにおいて、令和５年３月31 日までの間は、１の（12）の③の（一）から（四）に掲げる場合のいずれかに該当する場合であっても、減算しない。

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

(13)　複数の減算事由に該当する場合の取扱いについて

複数の減算事由に該当する場合の報酬の算定については、原則として、それぞれの減算割合を乗ずることとなるが、定員超過利用と人員欠如の双方の事由に該当する場合については、減算となる単位数が大きい方についてのみ減算する。減算となる単位数が同じ場合は、いずれか一方の事由のみに着目して、減算を行うこと。なお、減算を適用するにあたっては、その事業所の運営実態を踏まえて判断されたい。

(例１)定員超過利用減算について所定単位数の100 分の70 に、人員欠如減算について所定単位数の100 分の50 に該当する場合

→ 所定単位数の100 分の50 の報酬を算定

(例２)定員超過利用減算について所定単位数の100 分の70 に、人員欠如減算について所定単位数の100 分の70 に該当する場合

→ 所定単位数の100 分の70 の報酬を算定

　　　なお、都道府県知事は、複数の減算事由に該当する場合には、重点的な指導を行うとともに、当該指導に従わない場合には、指定の取消しを検討しなければならないものとする。

(14)　常勤換算方法及び常勤の具体的な取扱いについて

常勤換算方法及び常勤の具体的な取扱いについては、①及び②のとおりとすること。

①　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47 年法律第113 号）第13 条第１項に規定する措置（以下「母性健康管理措置」という。）又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第76 号。以下「育児・介護休業法」という。）第23 条第１項、同条第３項又は同法第24 条に規定する所定労働時間の短縮等の措置（以下「育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置」という。）が講じられている場合、30 時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、１として取り扱うことを可能とする。

②　「常勤」とは当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（32 時間を下回る場合は32 時間を基本とする。）に達していることをいうものであるが、母性健康管理措置又は育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30 時間として取り扱うことを可能とする。

　　また、常勤による従業者の配置要件が設けられている場合、従業者が労働基準法（昭和22 年法律第49 号）第65 条に規定する休業、母性健康管理措置、育児・介護休業法第２条第１号に規定する育児休業、同条第２号に規定する介護休業、同法第23 条第２項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第24 条第１項（第２号に係る部分に限る。）の規定により同項第２号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業を取得中の期間において、当該要件において求められる資質を有する複数の非常勤の従業者を常勤の従業者の員数に換算することにより、当該要件を満たすことが可能であることとする。

(15)　文書の取扱いについて

①　電磁的記録について

指定事業者及びその従業者（以下この(15)において「事業者等」という。）は、書面の作成、保存等を次に掲げる電磁的記録により行うことができる。令和３年７月１日施行予定。

（一）　電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法によること。

（二）　電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によること。

ア 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

イ　書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

（三）　その他、指定障害福祉サービス基準第224 条、指定障害者支援施設基準第57 条、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24 年厚生労働省令第27 号。以下「地域相談支援基準」という。）第46 条及び 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24 年厚生労働省令第28 号。以下「計画相談支援基準」という。）第31 条（以下「電磁的記録等に係る条項」という。）第１項において電磁的記録により行うことができるとされているものに類するものは、㈠及び㈡に準じた方法によること。

（四）　また、電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。

②　電磁的方法について

事業者等は、交付、説明、同意、締結等（以下「交付等」という。）について、事前に当該交付等の相手方の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法によることができる。令和３年７月１日施行予定。

（一）　電磁的方法による交付は、以下のアからオまでに準じた方法によること。

ア　事業者等は、利用申込者からの申出があった場合には、指定障害福祉サービス基準第９条、指定障害者支援施設基準第７条、地域相談支援基準第５条及び計画相談支援基準第５条（以下「内容及び手続きの説明及び同意に係る条項」という。）第１項の規定による文書の交付に代えて、エで定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該事業者等は、当該文書を交付したものとみなす。

(ア)　電子情報処理組織を使用する方法のうちａ又はｂに掲げるもの

ａ　事業者等の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ｂ　事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された内容及び手続きの説明及び同意に係る条項第１項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(イ)　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに内容及び手続きの説明及び同意に係る条項第１項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

イ　アに掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

ウ　ア(ア)の「電子情報処理組織」とは、事業者等の使用に係る電子計算機と、利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

エ　事業者等は、アの規定により内容及び手続きの説明及び同意に係る条項第１項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(ア)　アの(ア)及び(イ)に規定する方法のうち事業者等が使用するもの

(イ) ファイルへの記録の方式

オ エの規定による承諾を得た事業者等は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、内容及び手続きの説明及び同意に係る条項第１項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再びエの規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（二）　電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより当該同意の相手方が同意の意思表示をした場合等が考えられること。なお、「押印についてのＱ＆Ａ（令和２年６月19 日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること。

（三）　電磁的方法による締結は、当該締結の相手方と事業者等の間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいこと。なお、「押印についてのＱ＆Ａ（令和２年６月19 日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること。

（四）　その他、電磁的記録等に係る条項第２項において電磁的方法によることができるとされているものに類するものは、（一）から（三）までに準じた方法によること。ただし、この通知の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従うこと。

（五）　また、電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。

③　その他

（一）　この通知に定めるほか、単位数の算定に当たって押印を要する文書については、押印を不要とする変更等が行われたものとみなして取り扱うものとすること。この場合において、「押印についてのＱ＆Ａ（令和２年６月19 日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすることとし、変更の主な方法は、様式中の「印」等の表記を削るものとすること。

（二）　単位数の算定に当たって事業者に書類の提出を求める場合にあっては、事業者に過度な負担が生じないよう配慮し、必要以上の添付書類等を求めないものとすること。

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（

平成24年3月14日厚生労働省告示第122号）

スコア表

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 細項目 | 基本スコア | 見守りスコア | | |
| 高 | 中 | 低 |
| 1．人工呼吸器(鼻マスク式補助換気法、ハイフローセラピー、間的陽圧吸入法、排補助装置及び高頻度胸壁振動装置を含む。)の管理 |  | 10 | 2 | 1 | 0 |
| 2．気管切開の管理 |  | 8 | 2 | | 0 |
| 3．鼻頭エアウェイの管理 |  | 5 | 1 | | 0 |
| 4．酸素療法 |  | 8 | 1 | | 0 |
| 5．吸引(口鼻又は気管内吸引に限る。) |  | 8 | 1 | | 0 |
| 6．ネブライザーの管理 |  | 3 | 0 | | |
| 7．経管栄養 | (1)　経鼻胃管、胃、経鼻腸管、経胃腸管、腸又は食道 | 8 | 2 | | 0 |
|  | (2)　持続経管注入ポンプ使用 | 3 | 1 | | 0 |
| 8．中心静脈カテーテルの管理(中心静脈栄養、肺高血圧症治療薬、麻薬等) |  | 8 | 2 | | 0 |
| 9．皮下注射 | (1)　皮下注射(インスリン、麻薬等の注射を含む。) | 5 | 1 | | 0 |
|  | (2)　持続皮下注射ポンプの使用 | 3 | 1 | | 0 |
| 10．血糖測定(持続血糖測定器による血糖測定を含む。) |  | 3 | 1 | | 0 |
| 11．継続的な透析(血液透析、腹膜透析等) |  | 8 | 2 | | 0 |
| 12．導尿 | (1)　間欠的導尿 | 5 | 0 | | |
|  | (2)　持続的導尿(尿道留置カテーテル、、腎又は尿路ストーマ) | 3 | 1 | | 0 |
| 13．排便管理 | (1)　消化管ストーマの使用 | 5 | 1 | | 0 |
|  | (2)　摘便又は洗腸 | 5 | 0 | | |
|  | (3)　腸 | 3 | 0 | | |
| 14．時における座薬挿入、吸引、酸素投与又は迷走神経刺激装置の作動等の処置 |  | 3 | 2 | | 0 |
| (注)  「13．排便管理」における「(3)　腸」は、市販のディスポーザブルグリセリン腸器(挿入部の長さがおおむね5センチメートル以上6センチメートル以下のものであって、グリセリンの濃度が50％程度であり、かつ、容量が、成人を対象とする場合にあってはおおむね40グラム以下、6歳以上12歳未満の小児を対象とする場合にあってはおおむね20グラム以下、1歳以上6歳未満の幼児を対象とする場合にあってはおおむね10グラム以下、0歳の乳児を対象とする場合にあってはおおむね5グラム以下のものをいう。)を用いて腸を施す場合を除く。 | | | | | |

医療連携体制加算に係るＱＡ

◎令和３年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するＱ＆Ａ VOL.１（令和３年３月31 日）

１．障害福祉サービス等における共通的事項

（医療連携体制加算①）

問８　医療機関等との連携に当たり、看護職員の訪問について医療機関と文書により契約を締結することが必要か。

また、「医療機関等」の「等」とは、どのような機関を想定していて、看護職員の範囲はどのように考えればよいか。

（答）

医療機関等と文書による契約を締結することとする。

「医療機関等」とは、例えば、同一法人内の施設において配置基準以上の看護職員が配置されており、同施設の運営に支障がない範囲で派遣される場合や医療保険又は介護保険上の指定を受けた訪問看護事業所が考えられる。

なお、同一法人内の施設から派遣する場合は、法人内の医療体制に係る実施計画等を作成し、看護職員が配置されている本体施設に支障がないよう留意する必要があり、看護職員が派遣先で看護の提供や喀痰吸引等に係る指導を行った場合、当該業務に係る勤務時間は、同施設における常勤換算の時間数には含めないこと。

このほか、事業所に配置される看護職員についても加算の対象とする。事業所を訪問する看護職員の範囲は、看護師、准看護師及び保健師とする。

（医療連携体制加算②）

問９　利用者に対する看護の提供時間によって、医療連携体制加算の報酬区分が異なるが、この看護の提供時間はどのように考えるのか。

（答）

医療的ケアを必要としない利用者の場合は、利用者それぞれについて、直接に看護を提供した時間とし、医療的ケアを必要とする利用者の場合は 直接に看護を提供した時間以外の見守りの時間も含めた時間（看護職員が事業所に滞在した時間）とする。

なお、「直接に看護を提供した時間以外の見守りの時間も含めた時間（看護職員が事業所に滞在した時間）」について、医療的ケアを必要とする利用者が事業所にいない時間帯は含めないこととし、例えば、医療的ケアを必要とする利用者が３時間サービスを利用し、看護職員が当該３時間を含めて計６時間事業所に滞在している場合は、看護職員が３時間事業所に滞在していたものとして取り扱う。

（医療連携体制加算③）

問10　医療的ケアを必要とする利用者の判断（短期入所又は重度障害者等包括支援における医療連携体制加算（Ⅵ）を除く。）は、誰が行うのか。

（答）

以下のスコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態であるか否かについて、利用者、家族、主治医からの聞き取りや事業所に配置する看護職員が確認するなどにより、事業所において判断する。

（医療連携体制加算④）

問11　医療連携体制加算の必要性によって報酬区分が異なる取扱いになったことで、医師からの指示があれば医療的ケアを必要としない利用者に対する看護についても加算の算定が可能であることが明確となったが、バイタルサインの測定のみを行う場合も加算の対象となるのか。

（答）

利用者の状態によっては、バイタルサインの測定が医師からの看護の提供に係る指示によるものであれば加算の対象として差し支えなく、単にバイタルサインの測定のみを行うことをもって加算の対象外とはならない。また、医師からの指示書にバイタルサインの測定を行う目的や病態変化時のバイタルサインの変動等について記載してもらう等、バイタルサイン測定の必要性の根拠を明確にすること。

（医療連携体制加算⑤）

問12　医師からの指示は、原則、日頃から利用者を診察している主治医から個別に受ける取扱いが明確となったが、令和３年４月より前に、連携先の医療機関から事業所の利用者全員に対して同じ指示を適用させるなど、主治医から個別の指示を受けていない取扱いをしていた事業所に対し、報酬を返還させることが必要か。

（答）

令和３年４月より前に遡って返還させる必要はない。

（医療連携体制加算⑥）

問13　主治医からの医療的ケアの実施に係る指示を受けている利用者について、看護職員が事業所を訪問したが、サービス利用日に結果的に医療的ケアを行う必要がなかった場合は、加算の算定はできないのか。

（答）

医療的ケアを必要とする利用者に看護職員を派遣しており、結果的に医療的ケアを必要としなかった場合であっても、医療的ケアを必要とする利用者に看護を行ったものとして取り扱って差し支えない。

（医療連携体制加算⑦）

問14　１人の看護職員が看護を提供可能な利用者数は、報酬区分によって８人又は３人とされているが、９人又は４人以上の利用者に対して看護を提供した場合については、どのように取り扱うのか。

（答）

看護を提供可能な利用者数を超える場合は、複数の看護職員で対応すること。

（医療連携体制加算⑧）

問15　多機能型事業所の場合、加算の対象となる利用者の人数はどのように考えるのか。

（答）

各サービスにおいて加算の対象となる利用者を合計して取り扱う。なお、生活介護又は自立訓練（機能訓練）を実施している多機能型事業所の場合は、医師及び看護職員の配置がされていることから、当該多機能型事業所の利用者（児童発達支援又は放課後等デイサービスの利用者を除く。）については、医療連携体制加算を算定しない。

（医療連携体制加算⑨）

問16　看護職員が介護職員等にたんの吸引等に係る指導のみを行った場合に、看護職員１人に対し１日につき算定可能な報酬区分の取扱いについて、事業所にたんの吸引等が必要な利用者が複数いる場合はどのように請求すればよいか。

（答）

以下の数式に当てはめて日単位で按分して単位数を算出した上で、当該単位数を合算して月単位で請求する。

【500 単位× 看護職員数】÷【当該月の事業所の利用者のうち、たんの吸引等が必要な利用者数】＝【１人当たり単位数／日※ １単位未満（小数点以下）の端数については「切り捨て」とする。】

【例】

４月中に、たんの吸引等が必要な利用者が３人いる事業所に、４月１日は看護職員２人が、４月20 日は看護職員１人が介護職員等にたんの吸引等に係る指導を行った場合

・ （500 単位× ２人）÷ ３人 ＝ 333.3 単位

→ 333 単位／日（４月１日分）

・ （500 単位× １人）÷ ３人 ＝ 166.6 単位

→ 166 単位／日（４月20 日分）

⇒ 333 単位＋166 単位＝499 単位／月（４月分）

※（500 単位× ３人）÷ ３人＝500 単位／月とするのではない。

（医療連携体制加算⑩）

問17　常勤看護職員等配置加算を算定している福祉型短期入所事業所の場合、医療連携体制加算はどのように取り扱うのか。

（答）

医療連携体制加算（Ⅷ）についてのみ、算定可能とする。